

平成20年5月27日 開会  
平成20年5月27日 閉会  
(臨時第5回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第62号

平成20年第5回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年5月23日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成20年5月27日 午前10時30分

2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 5 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 20 年 5 月 27 日（火曜日）

---

### 議 事 日 程

平成 20 年 5 月 27 日 午前 10 時 30 分開会

- 1 開会（開議）宣告
  - 1 議事日程の報告
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 議案第 80 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町税条例の一部を改正する条例)
  - 日程第 4 議案第 81 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 日程第 5 議案第 82 号 大山町ふるさと応援基金条例の制定について
  - 日程第 6 議案第 83 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第 84 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
  - 日程第 8 議員派遣について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 1 開会（開議）宣告
  - 1 議事日程の報告
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 議案第 80 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町税条例の一部を改正する条例)
  - 日程第 4 議案第 81 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 日程第 5 議案第 82 号 大山町ふるさと応援基金条例の制定について
  - 日程第 6 議案第 83 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第 84 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
  - 日程第 8 議員派遣について
- 

### 出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介

2 番 西 尾 寿 博

3 番	吉 原 美智恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	川 島 正 寿	8 番	岩 井 美保子
9 番	秋 田 美喜雄	10 番	尾 古 博 文
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	二 宮 淳 一	16 番	椎 木 学
17 番	野 口 俊 明	18 番	沢 田 正 己
19 番	荒 松 廣 志	20 番	西 山 富三郎
21 番	鹿 島 功		

---

**欠席議員(なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 柏 尾 正 樹

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	山 口 隆 之	副町長 ……………	田 中 祥 二
教育長……………	山 田 晋	教育次長……………	狩 野 実
総務課長……………	田 中 豊	企画情報課長……………	小 谷 正 寿
税務課長……………	野 間 一 成	住民生活課長……………	小 西 広 子
福祉保健課長……………	戸 野 隆 弘	診療所事務局長……………	中 田 豊 三
人権推進課長……………	近 藤 照 秋	建設課長……………	押 村 彰 文
農林水産課長……………	池 本 義 親	水道課長……………	船 田 晴 夫
観光商工課長……………	福 留 弘 明	大山振興課……………	齋 藤 淳
学校教育課長……………	西 田 恵 子	幼児教育課長……………	高 木 佐 奈 江
社会教育課長……………	小 西 正 記	農業委員会事務局長……………	高 見 晴 美

---

**午前 10 時 30 分 開会**

○局長（諸遊雅照君） 皆さん、互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

**開会・開議・議事日程**

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は 21 人です。定足数に達しておりますので、平成 20 年第 5 回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであり

ます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番足立敏雄君、14番岡田 聡君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第80号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第80号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成20年4月30日に公布されたことに伴い、同日に大山町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるものであります。

改正の主な内容といたしましては、個人住民税について寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行う等のほか、公益法人制度改革に対応した所要の改正を行ったものでございます。

以上で議案第80号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（２０番 西山富三郎君） まあ、あのねじれ国会の影響で、例年３月の末に決まるものが、４月の３０日に決定して交付されたということではありますが、交付即専決なんですね。その法の税務担当課はどのような作業過程、要確やるんですか、作業過程、もちろん地方税法というのが国税ですから、で、ご承知のように租税法律主義というのを日本はとっております。この租税法律主義のものは、貴族とか一部のものが有利にとってきたという全世界的な流れの中で、日本の国が国会が発生した原点になったわけで、だからこの租税法律主義といえども、住民と議会とのですね、合意・議決がなかった、できないというのが、地方自治の本旨だと思っておりますよ。地方自治の本旨とこの国の税にしたがって専決することを片山知事は、ベクトルと言ったんですね。この辺の関連はどうお考えですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○税務課長（野間一成君） 議長、税務課長。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。ちょっと答弁の前に。下に。はい、間仕切りの音が…、ちょっとの間しますんで。なら答弁。

○税務課長（野間一成君） それでは西山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、一点目でございますが、法律の交付即条例の専決をしたが、その作業過程はということでございます。法律案が、国会に提出をされますと国の方から案ということで、市町村には流れてまいりますので、それに従いまして、法律が成立をするまでの間にその準備をしておいて、同日に専決処分をするというふうな作業過程でございます。

次に、租税法律主義と専決の関係でございましたが、どうお答えしたらいいのか分かりませんが、えー、まあ税は法律条例等に基づいて課税をして徴収するということになっております。そのことと、それは当然議会での議決が必要なわけでございますが、議会を開く暇がないときには、町の方で専決処分ができるという地方自治法の規定がございますので、その規定に従いまして処理をしたということでございます。以上でございます。

○議員（２０番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） ２０番、西山富三郎君。

○議員（２０番 西山富三郎君） あのね、地方税法の３条には、地方自治体が税を課すということが決められておるわけです。片山知事は知事の時代に国の言いなりにならずに、県は県独自でやったことがあるわけです。町としてはそういうふうなことはできませんか。相当な労力がいると思いますが、それはできないのですか。やっぱり何十年もですね、このような出し方なんですわ。国の法律が決まって、国保ですからね地方税というのは、国保が決まり…われわれの関与することが一つもない。本来税というのは

住民の代表である議会を通してのみ、執行できるというのが、財政民主主義だと思うんですよ。それが専決ということで暇がないものの、住民の理解がないままのですねこの専決を町長、首長としてはですね、国の方には過去に何かものは言っておるんですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの質問でございますが、まあ非常に難しい課題だというふうに思っています。おっしゃるとおり、住民の皆さんの負担をいただいて行政運営をしていくわけでありますから、本旨からいけば町民の皆さんの税をいただいて、それを行政運営をしていく。そういう意味では町の議会、最終的にはその判断をいただいて、町民の皆さんに賦課するというのが、原則だろうというふうに思いますが、現状の中では、こういった地方の財政状況なり、国の制度の中で、その税の原資を交付税という形でいただいて、いただいているというか、交付を受けてやっているわけでありまして、なかなかそこら辺を町独自で税制度を運営をしながらやっていくというのは、なかなか難しい状況にもあるのではないかなというふうに思うところでございますが、地方自治の本旨という主旨からは、分からないわけではありませんが、そういったところでの町村としての立場もあるということをご理解いただければというぐらいしか答弁、わたしできません。申し訳ございません。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） それじゃあ、一点だけね、大事なわれわれは地方議会というのは、住民の代表機関ですし。あのね、地方分権の時代といわれておりますが、地方分権というのはね、要確言われておるような権限移譲とか、規制緩和のみを指すんじゃないですよ。ご承知のように、町長も現場は地方自治体なんです。霞が関ではないです。

従ってですね、中央政府との間の情報伝達や、政策形成過程、これ先ほど言いましたように片山知事はベクトルと言ったんですね。こう転換されることが、地方自治の本旨であり、地方分権の中心だと思うわけですね。そういうやっぱり意識をもって、議会も執行部もやりませんとね、枠組みはできておりますから、国の法律が通りましたらこれじゃあまずいので、少しは変えてもいいと思うですよ。こういう方向性は町長どう思いますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、もちろん地方分権目指すべきところは、権限だけではなくて財源も含めてのことだろうというふうに思っています。そういった意味では、今議論されています国税・地方税含めた税の仕組み自体、このことを今議論される中で、町としても税財源、これを自主財源として、地方に回ってくる、そういった仕組みを地方が独自で財源を得られるような、そういった仕組み

をすべきだということは、当然主張しておるところでありますし、そういった方向に進んでいくものというふうに期待はしておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

○議員（6番 森田増範君） 議長、6番。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 細部について1点だけ確認をさせてもらいたいと思います。24ページの中にですね、第8条にうたっておりますものが、肉用牛の売却による、いわゆる免税の関係だと思って理解しておりますけれど、この文書、非常にあの難しくて理解しにくいところがありますけれども、改正後ではどうも2,000頭を超えた場合に免税対象になるという具合に理解をこうみるとするんですけれども、その点について確認をしたいと思いますし、それからこの2,000頭を超えるという場合だったときには、本当にわが大山町の肉用牛の場合、対象にならないということになるわけですが、その辺についての理解の具合は執行部の方でどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 森田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） はい、税務課長。

○税務課長（野間一成君） 森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。肉用牛の売却による事業所得に掛かる特例でございます。従前はこの制限がございませんでしたが、今回におきましては、2,000頭以内に限るというふうな上限がついたという改正でございます。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田君。大山町の場合とはいう、言っておられたが、その答弁を。

○税務課長（野間一成君） 大山町の場合におきましても、はい。…すみません、ちょっと。

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。（午前10時44分 休憩）

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。（午前10時44分 再開）

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第80号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。



[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第81号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第81号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う高齢者支援金の創設、応益割に係る軽減措置についての激変緩和措置、世帯別平等割額の軽減等所要の改正を行ったものでございまして、公布の日から施行し、平成20年度分からの国民健康保険税に適用するものであります。以上で議案第81号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第81号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第82号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第82号 大山町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** ただいまご上程いただきました議案第82号 大山町ふるさと応援基金条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

国の税制改正に伴い、本年4月30日から「ふるさと納税制度」が創設をされました。

ふるさとを離れて生活されている皆さんが、生まれ育った故郷・ゆかりある町・大切な人がお住まいの町などを「寄附金」の形で応援していただいたときに、住民税や所得税を軽減する制度です。

本案では、こうした貴重な寄附金をすぐに使ってしまうのではなく、寄附者の思いを反映した使途に有効に使うことを目的として基金を設置するものでありますが、本町の地域特性を考慮し、第6条で処分の目的を、一つ、自然環境の保護のための事業、二つ、地域福祉の向上のための事業、三つ、教育の振興のための事業、四つ、その他町長が必要と認める事業と定めております。附則で、この条例の施行日を公布の日といたしております。以上で、議案第82号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長、1番。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** 本条例の制定に関しましては、わたしも3月定例議会で、是非こういった条例を早期に整備して、寄附金のPRをしたほうがよいではないかという一般質問をさせていただきましたので、こうやって条例が制定されたことは本当にいいことだと思っておりますが、説明にもありましたように、町外、特に県外の方からの寄附金を是非お願いしたいところであります。お願いする主旨としてですね、大山町の町づくりを是非支援していただきたいという主旨、これもっともだと思っておりますが、わたしが一般質問させていただいた時はですね、是非この大山の素晴らしい自然環境、恵まれた環境をですね、都市部の方にも楽しんでいただくためにも、そのための施策のために、という意味も含めて、寄附金を募ったらということで提案をさせていただいたところですが、今回基金を積立てて、それを事業で財源に充てる場合はですね、自然環境の保護のための事業と、地域福祉の向上のための事業、それから教育振興のための事業ということで、主に3つ挙がっております。わたしが言っておりました是非大山の自然を広く、町外の方にも楽しんでいただきたいという部分では、一つ目の自然環境の保護のための事業で重なるところが多かろうとは思いますが、ただ自然環境の保護と言いますとですね、例えば、大山の自然をより楽しんでいくために、より外の方に楽しんでいただくためにですね、例えば遊歩道を整備しようとか、危険箇所は何らかの手当てをしようとした時にですね、それがその観光なり楽しむための整備ということであれば、それはやはり部分的であっても自然破壊になると思うんですよ。で、となると、その1項の保護のための事業には該当しないと。4項のその他町長が必要と認める事業という部分でやることも可能でしょうけれども、やはりそれはちょっと拡大解

積かなという批判も受ける恐れもあろうかと思えます。そういう意味では始めから、是非その大山の自然を愛していただく、楽しんでいただく、まあ言ってみれば自然体験に使うための事業というのをですね、加えたらどうかなと思うんですけども、そういったことは議論の中で考慮されなかったのかと、そういう必要性は感じられなかったのかということが一点目。

それから2点目です。早い自治体は、もうこういった条例、既に年度当初あるいは年明け早々に整備されて、もう既に寄附金集めに走っておられます。先般新聞報道にも出てましたけども、いくらか寄附金が既に集まっておるところがあります。大山町もこれから積極的に、この事業の主旨を広く町外の方、県外の方にPRして、より実りのある事業にしていくべきだと思うんですけど、そのためのPRのための施策についてどのようにお考えなのか、2点お尋ねいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。近藤議員さんの質問に答弁させていただきます。まず一点目でございますが、あの、自然環境の保護のための事業といううたい方をいたしております。今回、プロジェクトチームを作りまして、この基金条例についての検討をし、作成をいただきました。まあまた改めてそういった経過の中で必要があればその状況も報告はいたしますが、あまり項目を多くしても分かりにくいだろうと、やはりただ一つに絞ってしまうというのもあまりにも限定をしすぎても寄附をされる方について、いろんな思いがありますから、受け入れる側としてあるいは寄附する側として、あまり一つに限定してしまうというのも無理があるんじゃないかということの中で、大きく自然環境、それから地域福祉、教育の振興という大きな3本の柱を立てながら多くの方々にこれをPRして、特に町外の方からでありますけれど、寄附をいただきたい。

その中で福祉の、地域福祉の向上とか、教育の振興というのは基本的には、町内のゆかりの人なり、町内の出身者という方々が選ばれる項目、主として選ぶ項目になるのかなというふうに思っておりますが、わたしの方として期待しておるのは、その自然環境の保護、こういったところで大山に、大山町の生まれでなかったり、大山町の出身のない方についても大山という自然を愛する方、大山というものを愛する方からある意味で寄附がいただけるような、そういったことに繋がっていくんじゃないかなという期待は寄せているところであります。そういった意味では、こういった表現では非常にまあ大山、自然環境の保護のための事業という、ありきたりの項目でありますので、アピール度が低いと思っていますので、これからこれをいかにもっと魅力のあるメッセージを発信していくかということ、このことが、先ほどのご質問の後の2番目のご質問に通ずると思うんですけど、大事になってくるというふうに思っております。

そういった中で今ご質問の自然に親しむということがこの中では呼べないではないかというご質問でございました。わたしは逆に自然環境の保護をするということというの

は、非常に広範囲に僕は考えられることだというふうに思っています。今、国立公園の中でも、それこそ以前はもう一切自然は構わない、国立公園は立ち入らせないという、それが国立公園法の中で非常に規制が厳しい中で、行われていた施策でありましたが、近年は変わってまいりまして、その国立公園の中での自然を親しむ、自然に触れ合うことによって、改めて自然の大切さを体感して、それを守っていくという意識を変えていくんだという、そういった中で活用しながら守っていくという、そういった今方向に変わってきておるところであります。

そういった意味からも、その国立公園という中での自然景観というのが、観光にも交流拠点施設、活かされていくということになっていくんだろうと思っておりまして、大山町としてもこの大山の自然を観光資源として大きく活かして誘客につなげていきたいという、そういった狙いで今事業を進めておるところであります。そういった中で、今おっしゃるような遊歩道を造ったりとか、危険箇所には立ち入らないような看板を立てるということは当然自然を保護するというような観点からすることでありまして、更にはその自然に触れ合って、そこで自然の中に歩いていただいたり、自然に触れ合っていたくという事業を組むということも、これも自然を保護する観点の中でわたしは取り組むという事業として組んでいけるんだろうというふうに思っておるところでありますので、まあこの寄附金だけで全ての事業が行なわれるほど寄附が集まってくれば大変ありがたいんですが、今町として進めておりますそういった施策、観光施策からいろんな施策、こういったものの中に位置づけながらこれを充当していくということになればというふうに思っておるところでありますので、今おっしゃるようなことも、当然この中でやっていけるんだろうというふうに思っておりますので、ご理解いただければなというふうに思っておりますし、2点目の今後のPRについては、先ほど申し上げましたように、特にこの大山の自然を守るという、そういうことを前面に出しながら、呼びかけていって多くの方に関心を寄せていただいて、まあしっかりと寄附もしていただけるようなそんな取り組みにつなげていければなというふうに思っておりますので、これから大事な取り組みになるというふうに思っておりますので、またいろんなごアイデアを、アイデアをいただきながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** まず、一点目なんですけども、まあ思いは同じであるとは思っています。しかし、どうなんでしょうね、自然というのは、やはり本当に自然そのままを愛される方、というのは、妙に人工的な構造物が入ったりとかすることを嫌われる方も中にはあります。そういった中で、町長おっしゃるようにより自然に親しんでいく、いただくためにはですね、予めそういう、何ていうんですかね、拡大解釈になら

ないようにきちんとそういう自然を親しんでいただくためにも使うんだというのを条例の文言として入れておいた方が、より何て言うですか、安全と言いますか使いやすい、予算が使いやすいのではないか。拡大解釈じゃないかという追及を免れるんじゃないかと、そういう拡大解釈だというふうに言われる恐れはありませんかということの確認がもう一点と、確認と、それからPRの部分ですけれど、まあPRしていくというお考えは当然今いただきましたけれど、具体的にどのような情報発信をしていくのか、まあもうじき6月定例ですけれど、パンフレットを作ったりだとか、町内にゆかりのある方に対してこういう条例ができましたということの、制度ができましたということの案内を送るためのその文書費であるとか、そういったもの当然予算化されるんじゃないかと思ってるんですけども、その辺もう少し具体的に説明お願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。再質問に答弁させていただきますが、それぞれの解釈の仕方ということになるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、わたしは決して自然を親しむということに、事業をすることに使ったとして、拡大解釈と言われるような人があるのかなと逆に思ったりはする部分もあります。それよりも逆にそういう意味では、解釈がどちらも取れるようになるわけですよ。自然を保護するということが、自然に立ち入らせないということが保護であるのか、その自然に親しむということによって自然を保護するという考え方もあるわけでありますから、そういう意味では、線の引き方が非常に難しい部分があるわけですよ。それを分けて、この、これ選んでもらうわけですから、わたしは自然を保護する方に寄附いたします。わたしは自然を親しむ方に寄附いたしますということでの区分けをしたときの今度はその使い方として、またそこでの解釈という、非常にまた個人個人のいろいろ思いがあるわけですから、それをここの中で条例で一つ一つの思いを整理することまで小刻みにしてしまうとまた逆に運用がしにくくなるんじゃないかというふうに思っておりますし、やはりまあ大きな観点として、大山の自然を守っていくという、そういった意味の中で解釈をいただけるんじゃないかなーというふうにわたしは思っておりますのでございます。

それからPR策でありますけれども、申し上げましたように、これからいかに多くの方に知っていただくかであります。もっとアピール度のあるキャッチフレーズかなんか作ってやらないけんだろうと思っておりますし、まあ当然町内の出身者である大山ファンクラブの皆さんにもこういった事業ができればお願いし、PRの牽引役になってもらいたいと思っておりますし、今日2社お見えでございますけれど、マスコミの方通してもできれば中央紙の方につないでいただいて、ぱっと「大山を守る寄附金を募ってるぞ」みたいなね、まあいずれにしてもそういったいろんな場面でアピールしていくことが必要だろうと思っておりますので、これはそれこそこれから職員と一緒に企画力の差、試されるというふうに思っておりますので、一生懸命頑張っていきたいというふうに思うとこ

ろでございますので、議員の皆さんもいいアイデアがございましたら是非ともご提案をいただければと思っております。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） ただいまは詳しく説明をいただいておりますが、確認をさせていただきたいと思えます。寄附をされる側のメリットというのはどのようなこととお考えになってますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんのご質問に答弁させていただきますが、メリット、何をもってメリットということだろうというふうに思っておりますが、内部での話の中では、5,000円控除の分、そのいくらかの中での、何か特産品をというようなことも検討したいというふうな思いもあるようでありますが、そういったようなものをメリットとして求められるのか、それともその自分のその心のふるさと、あるいは出身地である大山町に対して貢献ができた、あるいは大山の活性化のため、大山の自然の保護のために貢献ができたということを感じとっていただくということもその人にとってはメリットなのかなというふうに思っておりますので、ものとか何か見える形で、その返すことだけがメリットでないと思っておりますので、そういった意味では寄附される方々が本当に大山町のこういった規格に賛同して自分も協力ができた、協力したいと、それで満足感、そういったものを感じていただくのもそれぞれにとってはメリットかなんて勝手な解釈かもしれませんが、思っているところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） そうしたことだと思えますが、そういたしますと最低では、いくらからというようなことはないんでございますか。寄附をされる側の方ですけど、例えばちょっとわたしよく分からないんでして聞いておきたいんですが、何かの新聞で読んだんでしょうか、住民税が緩和されるというようなことも聞いておりますが、そのようなことはどんなでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの再質問につきましては税の制度上の問題でございますので、税務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） 岩井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。寄附金でございます。寄附金は寄附でございますから、いくらでも構いませんが、制度上5,000円が差っ引かれますので、5,000円以上をされますとその部分が寄附金の控除ということで税の減額になってきます。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） ちょっと、今5,000円を超えた場合には、控除があると、所得税控除があるということですね。それからちょっとお聞きしますけども、限界税というのはどういう税金なのか、それとですね、この地方税制改正の、改正はですね、寄附金税制の充実ということですけども、これは平成21年からじゃないですか。なってないですか、ちょっと確認させてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの質問は担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） 小原議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。最初の限界税というのは、どの部分のことですかいな、ちょっと承知ができませんで分かりません。

次の二つ目の質問でございますが、住民税におきましての税額控除が新設されたのが今回の専決でお願いいたしました税条例でございます。で、これにつきましては、20年の1月1日からの寄附金が、20年の1月1日から12月31日までになされました寄附金を使つての税の控除というのは21年度の町県民税から適用されるということでございます。

ただ、所得税につきましては、従来からこの寄附金の控除がございますので、それはずっと変わらずに今までどおりでございます。その上に住民税の関係が、21年度から新たに制度化されたということでございます。以上でございます。

○議員（13番 小原力三君） いいですか。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） えーとですね、今わしの議会報を読んでおきまして、最後にね、この注意書きの中にですね、控除対象寄附金の拡大等ということと、それから第2に地方公共団体に対する寄附金税制の見直しということと、この1、2に対してですね、平成21年度分以降の個人住民税に対して適用する。だけ21年度以降じゃないだろうかなとわしは解釈したわけですけど、その点ももういっぺんはつきりとお答えください。

○議員（13番 小原力三君） 小原議員、あくまでもこの提出された議案ということですね、いいすな。はい、町長。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの再質問にも担当課長から答弁させていた

だきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） はい、住民税の寄附金の控除につきましては、控除がなされますのは、21年度からでございます。ただその寄附金控除の対象となります寄附については、20年今年の1月1日からされた寄附が対象でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第82号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6 議案第83号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第83号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第83号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、今後の医療費の動向や、医療制度改革などの状況を考慮し、被保険者の所得額及び、固定資産税の確定に伴い保険税の税率、税額を改正するものであります。

まず、医療分からご説明いたします。歳出につきまして、平成20年度の大山町全体の保険給付費総額は過去の医療費実績から推計をし、約15億4,200万円といたしております。

これは、前年度実績に対し率にして2.23%、額にして約3,400万円の増を見込んでおります。保険給付費のほか、このたび新設となった後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、保健事業費等、平成20年度の歳出総額は約23億5,900万円といたしております。これは、一部制度が、改正になったことにより、単純には比較できませんが、前年度に対し率にして0.44%、額にして約1,100万円の増であります。



歳入につきましては、国庫支出金、交付金、一般会計繰入金等の、歳入総額を約2億2,000万円を見込んでおります。

歳出総額に対しまして、歳入不足額の約2億3,800万円を医療分として集めることとなりますが、徴収率を加味し約2億5,300万円を課税額といたしました。税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を4万6,195円とし、これを基準に地方税法第703条の4の規定に基づき、所得割を4.72%、資産割を25.45%、均等割を一人当たり1万8,800円、平等割を一世帯当たり1万7,000円、特定世帯は8,500円といたしました。

次に、新設となりました後期高齢者支援金分につきましては、歳出で支援金分を約2億3,100万円と見込み、歳入では、国庫支出金を約1億3,400万円といたしております。歳入歳出不足分約9,600万円を支援金分として集めることとなりますが、徴収率を加味し約1億200万円を課税額といたしました。税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を1万8,683円とし、医療分と同様に、それぞれの税率、税額を算定をし、所得割1.99%、資産割10.50%、均等割一人当たり7,950円、平等割一世帯当り7,100円、特定世帯は3,550円といたしました。

介護納付金分につきましては、歳出で納付金を約1億1,000万円とし、前年度実績に対し率にして、11.59%の減、額にして約1,400万円の減額を見込んでおります。歳入で国庫支出金を約6,000万円と見込んでおります。歳入歳出不足金約4,900万円を介護分として集めることとなりますが、徴収率を加味して、約5,200万円を課税額といたしました。税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を2万4,292円とし、医療分と同様に、それぞれの税率、税額を算定し、所得割1.98%、資産割12.85%、均等割一人当たり1万640円、平等割一世帯当り6,150円といたしました。

税条例につきましては、改正前、改正後それぞれの当該改正部分に、下線を引いて表示をいたしております。

附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の大山町国民健康保険条例は、平成20年度分の国民健康保険税から適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることといたしております。以上で議案第83号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 一点質問いたします。今回の条例改正、その国保の税率についてのご質問なんですけれども、今回の税条例改正については、後期高齢者医療制度の影響というのが、かなりあると思います。今国会の方では後期高齢者医療制

度の是非が蒸し返されているというか、一般にも非常に問題があるというようなことを言われておりますが、まあそれには触れませんが、直接は。国保の税率がですね、医療分、19年度までは、所得割で8.89%でありました。まあそれが今回の改正で、医療分と後期高齢者医療制度の支援金分と合わせるような格好で6.71%ということで、2.1%ほど下がっております。国保の世帯の方にとっては、まあ今非常に景気も悪い中ですから税が安くなるということは好ましい面もあろうかとは思いますが、税率で2%ちょっとと言いますけれども、国保の税額、かなりの部分がこの所得割が示るわけですし、前年対比でいくと約25%所得割が安くなる格好になるわけですね。で、ちょっと試しに今電卓叩いて計算してみたんですけども、課税所得が350万円ある方で、課税所得ですよ、所得が350万円ある方で固定資産税も20万円ぐらい払っておられる方、で、夫婦で二人世帯としましょう。二人家族。19年度でいくと約47万円の約国保税を払っておられた方が、平成20年度になるとですね、一気に8万5,000円、18%安くなって、38万円ぐらいですむような格好になります。2割もの大きな軽減でございます。一方75歳以上後期高齢者の方、収入なり世帯状況によってまちまちだろうとは思いますが、新聞テレビで見ますところ、これまでよりも保険税が世帯で見た場合に高くなる世帯の中にはあるということでもあります。収入が決して多くない高齢者の方、これから医療費がかさみますから応分の負担をしていただかなくてはならないという主旨も分かりますけれども、高齢者の方が現状、あるいは増える方が出てくる中で、40代ぐらいの若い世代、まあ働き盛りの世代が国保税が2割の軽減になると、ちょっとこれはバランス的にどうなんだろうなという気がするんですけども、試算の過程の中で国保の税率を検討される中で、その世代間のアンバランスさということ、バランスをどのように考慮されたのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 失礼いたします。医療費、医療分を計算しますとき、国保税を計算しますときには、入ってくるものがどれぐらい、出ていくものがどれぐらい、その不足額を税として集める、というところで計算をしておるところでございます。その中で、世代間のバランスというところでは、75歳以上の分につきましては、町の方でこの20年4月からは課税するところではありませんので、75歳以上の税金をどうするかというところでのバランスということは過程の中では考えておりませんでした。で、今不足額をどうやって配分をしていくかという中で計算をしたところ、その中で新しく出てきた入ってくる方で前期高齢者交付金というのが、かなりの大きなものが入っ

てくるということが分かりましたので、その辺のところでは今年の不足額に大きく影響していると思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） あ、議長。すみません、再質問。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 特にその世代間のバランスは考えられなかったということでございましたが、まあ町長ご自身もその75歳以上の方の中には、これまで払っていた国民健康保険税よりも実質的に支払いが増える方が中には出てくるということはおそらくご承知だったと思うんですね。あるいは国保の税額を改定する前、5月頃ぐらいの時点ではそういう情報は多分ご存知だったと思うんですけど、そういう高齢者の方には応分の負担をお願いしなければならないという状況の中で、現役世代、幾分安くなる部分は国保の会計、運営する上で安くなる、これはあってもいいと思います。実際に本当に生活しんどい方とかには助かる部分だとは思いますが、2割も安くなる。それも安くなるのは、相応の収入のある方、が安くなるわけです。軽減される、軽減の対象にならない一定の収入のある方が、約2割も国保税が安くなる、そのことについては、町長、特にご認識はしておられなかったのかどうか。

それとまああの国保の税率は、これ毎年毎年その年の支出に見合うだけの収入をかき集めてくるということで毎年毎年税率が変わります。その年の何か特殊な状況で税が上がったり下がったりというのはあまりよろしくはないのではないかと、いうのはあまりよろしくはないのではないかと、ある程度3年ぐらいの先を見ながら、税額を3年単位で検討すべきではないかなという気もするんですけど、その辺のご認識とですね、それから後期高齢者交付金、当初の見込みよりも、8,000万ほど、失礼しました。前期高齢者ですね、前期高齢者の交付金が、当初より見込みよりも8,000万たくさん入ってきたということでありますけれど、この8,000万をですね、この年、平成20年度だけの税額の帳尻合わせで使っているんでしょかね。と、いうのは、前期高齢者、退職されて60代、65歳からでしたっけ74歳までの方がこれからそんなに医療、病気になりにくいといいますかね、医療費のためではなくて予防ですとかそういったものに積極的に使えるような格好でもう少し工夫する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のご認識と以上3点お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、3点と言われましたが、長くてどういう絞り方が分かりません。取りあえず私の方で分かる分答弁をしてあと副町長なり担当課長から答弁いたしますが。まああの、現実的にその制度、正直申し上げて後期高齢者医療制度っていうのは非常にくるくるくるくる直前になって、いろんな特例措置等が出てきて変わってしまった中で、非常に担当する町村非常に戸惑って混乱を住民の皆さんにきたしてしまっ

てるのはあるというふうに思っております、そういった意味では、きちっとした制度として国も責任をもって運営できるような姿勢で望んで欲しいなという強い思いはあるわけですが、そういった中でその個々の算定をしていく中で、確かにみんなが同じ金額にはならないでありましょうから、保険料が国保から離れた人、あるいは扶養から今までであった人が後期高齢の制度に入ったことによって、その金額が変わっていくという増える人もあれば減る人もあるだろうというのは当然あるだろうというふうにはそれは認識しておりましたが、具体的にそれがどのくらい増える人があってどのくらい減る人があっていうところまでは、正直言って個々のあれまでわたしも十分にその制度の運用の中で認識していなかったというのが現実でありますし、それから今国保の保険料を今議論しているわけでありまして、国保の医療制度自体に世代間の負担ということがありますけれど、基本的にはその国保の中での国保料を算定する中では年代区分はまた関係ないわけでありまして、資産とそれから所得でありますので、高齢者の方であって資産が多かったり所得が多ければそれなりの応分の負担をいただくわけでありまして、若年者であっても元気世代の方であってもその所得が少なかったり、資産が少なければ保険料が少なくなるわけでありまして、そういった意味で今おっしゃるような世代間の、年代間の調整という部分が国保の中で成されなかったかというのは、ちょっとそれはできる仕組みになっていないのではないかなというふうに思っております、今おっしゃる年段階というのは75歳以上と、それから74歳までが入る国民健康保険なり、社会保険という保険があるわけですが、そういった意味での比較はできますけれど、国保の中における世代間、というものの比較っていうのはちょっと検討の中に入れることは難しかったのではないかなと思うところであります。

あといろんな細かい点につきましては、担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

**○副町長（田中祥二君）** 議長、副町長。

**○議長（鹿島 功君）** 副町長。

**○副町長（田中祥二君）** それではわたしの気が付いた部分、まず保険税が所得が大半を占めるということについては私は、考え方として疑義がございます。と、いいますのは、保険税の算出は応能割50%、応益割50%ということで、目的税ということで、目的税でございますから、金額を推定、決めた中で応能割、応益割の50%、50%を計算していくこととなります。その中で、所得割は今しましておりますように39.9%ということでございますので、全体の中で39%、40%近くが所得割、所得に対する課税ということになっておるわけでございます。

で、それから20%アップしているのは私は、ちょっと数字のどっかの取り間違いではないかなというぐあいに思っております、20%も減額にはなっていないような気が私の範囲では考えておるところでございます。具体的にそのことについては、答弁し

にくいところがございますけれども、若干下がっていますけれども、そんなには下がっていない。したがって、所得割の、もう一つ前に返りますけれども、所得割の率は、所得税や町民税みたいに考えていただく率ではなくて、一定の額を納めるために逆算してはじいた率が、所得割の率ということになっておりますので、その率で簡単に論じていただくとちょっと間違った方向に行くんじゃないかなと思いますけれども、実際に今、示しておりますように5表、資料5で示しておりますように、19年度の所得割は8.89%、20年度は、医療費プラス支援金で6.71%ですから、去年と今年と同額の所得の人は、ここに2.1%ほどの減額にはなるということがございますが、それが2割にいくかどうかという辺りはちょっと具体的にはじいておりませんので、分かりません。

それから、財源確保の問題でございますけれども、私は国保、保険税は、目的税でございますから、収入支出、プラマイゼロの決算が最適な予算だと思っております。まあそうは言っても、いくらかの余裕はもたないけませんので、それなりの財源は確保する必要があると思いますけれども、近藤議員さんの質問は、何か公共料金の決定みたいな気持ちで私は受け止めましたですけれども、今申し上げましたように目的税は単年度決算でプラマイゼロがもう最高の決算だという具合な認識でおりますので、歳入確保交付金の8,000万も今年の財源として当然入れるべき筋合のものだと思っておるところでございます。以上、質問ちょっと整理ができていなかったかと思っておりますので、足らなければちょっとご指摘ください。

○議長（鹿島 功君） 足りませんか。はい、いいですか。はい。

○議員（13番 小原力三君） いいですか。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） えーとですね、まあいろいろ聞きますけれども、まだ分からない、いっぱいたくさんございます、はっきり言いまして。この健康保険税の問題でございますけれども、まあ所得割とか資産割とか。これ町長、町報にきちんとグラフといますか、そういう町民に分かりやすいようにですね、町報に載せていただきたいなというふうに思っていますが、どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。

○議員（13番 小原力三君） 町民に分かりやすいようにね。

○町長（山口隆之君） 小原議員さんの質問に答弁させていただきます。正直申し上げまして国保のこの保険料の算定の基準なり制度、わたしもなかなか理解ができないというのが現状でございます。まあ法の下に基づいた計算式があってルールがあってやるわけでありまして。それを分かりやすく町民にということでございます。まあどこまで分かりやすくできるか分かりませんが、担当課の方で少し工夫しながらそういった機会を持てればなというふうに思っておりますのでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） はい、1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 登壇するんですか。えー、失礼します。反対討論なんかするの初めてなもんですから、若干ちょっと緊張しておるんですけど。先ほど質疑で問い合わせ、問うた通りであります。あの、たまたま課税所得350万そこそこの収入ではないかと思うんですけども、これ控除したあとの金額ですからね。控除後で350万の所得のある方で、固定資産税が20万ぐらい、20万支払っておられる方、夫と妻と二人世帯で計算した場合ですね、8万5,000円今年の国保税より安くなる格好になります。副町長は先ほど、所得割6.71%、前年に比べて2.1%ほどの違いだというふうに言われましたけれども、350万の課税所得に2.1%かけただけで7万6,000円、これだけ違うわけです。当然、資産割も均等割も平等割も今回全て安くなっておりますので、約2割ほど前年に比べて安くなる。わたし多少前年よりも安くなることは問題ないと思うんですけど、先ほども言いましたように後期高齢者75歳以上の方の国保税の負担が、同等かあるいは若干重たくなっておる状況の中、勤労世代の保険税が2割前後も、しかも収入の多い方ほど安くなる、そういうような税率改正は若干というかちょっと問題があるのではないかなと思います。そういった部分を含めてですね、是非これはもう一度税率の見直しをしていただきたいというふうに思いますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 他に反対意見ございますか。次に、賛成討論を行います。ありませんか。

○議員（17番 野口俊明君） はい、議長、17番。

○議員（鹿島 功君） はい、17番 野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） はい、私は賛成討論といたします。この議案に関して、住民の福祉に減税ということで、住民の福祉にかなっておると思うわけでありまして、先ほどの近藤議員の意見に関しましては、後期高齢者、これは後期高齢者のあれではありません。ですからわたしは、後期高齢者についてはまた後期高齢者の問題として取り組む問題であって、この問題についてわたしは賛成といたすものであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） はい、それではこれで採決を行いません。議案第83号を採決いたします。

お諮りします。本案に対して賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 8 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 7、議案第 8 4 号 平成 2 0 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第 8 4 号 平成 2 0 年度老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 1 9 年度末において、予定していた交付金、国及び県負担金が概算交付されたことに伴い、歳入が不足となりました。

このたびの実績報告により額が確定をし、交付金、国及び県負担金が平成 2 0 年度に精算交付されることに伴い、地方自治法施行令第 1 6 6 条の 2 の規定に基づき、この歳入を繰上げ充用として、措置したく議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 1 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 7, 3 3 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 5, 7 2 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款を追ってご説明申し上げます。第 5 款支払い基金交付金は、9 4 0 万 3, 0 0 0 円で、交付金の追加であります。

第 1 0 款国庫支出金は、5, 5 1 5 万 6, 0 0 0 円で、国支出金の追加であります。第 1 5 款県支出金は、8 7 9 万 1, 0 0 0 円で、県支出金の追加であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第 8 0 款前年度繰上充用金 7, 3 3 5 万円で、平成 1 9 年度に充用するものであります。以上で議案第 8 4 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 8 4 号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 4 号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、大山町が友好親善交流協定を締結しております韓国襄陽郡守から招へいがありましたので、これを表敬訪問し、交流の絆を強めますとともに、議会運営、教育行政、観光・産業振興等、襄陽郡の現状調査を行い、今後の議会の活性化や行政課題の克服に資するため、議員の派遣をしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

## 閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。平成20年第5回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午前11時44分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員